



就活応援通信 epi.22

雇用保険！ 知っててお得！ 失業以外にも使える給付の活用

会社員なら必ず入っている雇用保険。

俗に失業保険といわれているように、失業したときに一定期間、基本手当の給付を受けることができます。雇用保険には、実は失業したとき以外にもお金がもらえる場合があるということをご存じですか？

スキルアップに使える**教育訓練給付金**

費用の20～60%を受け取ることができます

※具体的に対象となる講座を知りたい場合は、[こちら（厚労省WEBサイト）](#)から検索

★一般教育訓練給付金

一般的なビジネス資格、検定・認定などのための講座が幅広く対象

★専門実践教育訓練給付金

業務独占資格や専門職大学院など、より専門性が高い講座・学校が対象

※スキルアップや資格取得に有効に使える制度なので、ぜひうまく使ってください。



将来



子育て休暇中の**育児休業給付**

支給額は給料の50～60%

申請は会社を通して

結婚・出産を控える人たちは、育児休業給付があることを覚えておいてください。休暇をとると給料がなくなるからと取得に踏み切れないでいる人がいるかも。育児休業給付があるとすれば、不安は解消されます。



家族を介護するときの**介護休業給付**

支給額は給料の40%

申請は会社を通して

2週間以上にわたり常時介護が必要な状態にある家族を介護するために、会社に休業期間を申し出て取得した休業期間に対して、介護休業給付が支給されます。介護休業給付は最大で3カ月間支給されます。



定年後にも働く場合の**高齢雇用継続給付**

60歳で定年をむかえた後も継続して雇用されたり再就職をしたりした場合、賃金が60歳時点の75%未満に低下したときには、雇用保険から高齢雇用継続基本給付金・高齢再就職給付金を受けることができます。



雇用保険は失業以外にも使え、会社員生活をより向上させるために役立つ保険なので、単なる失業保険と思わずに、その概要を理解しておきましょう。

